

水産委員會議録 第四号

昭和二十八年六月二十三日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 田口長治郎君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 田淵 光一君 理事 中村庸一郎君

理事 山中 日露史君 理事 小高 憲郎君

高橋 英吉君 塚原 俊郎君

中村 清君 濱田 幸雄君

志賀健次郎君 白濱 仁吉君

赤路 友藏君 淺谷 修藏君

辻 文雄君 松田 鐵藏君

中村 英男君

出席政府委員

總理府事務官 調達 山中 一朗君

達行不動産部長

委員外の出席者

總理府事務官(調達 大石 孝章君)

片不動産部長(大石 孝章君)

農林技官(水産庁 高橋 泰彦君)

漁政部(水産庁 高橋 泰彦君)

専門員 杉浦 保吉君

専門員 徳久 三種君

六月二十二日

以東底びき網漁区拡張反対に関する陳情書(長崎県漁業協同組合連合会会長理事丸亀秀雄外一名)(第三七二号)

漁業災害共済制度確立に関する陳情書(長崎県漁業協同組合連合会会長理事丸亀秀雄外一名)(第四〇六号)

漁業権免許、許可料撤廃に関する陳情書(長崎県漁業協同組合連合会会長理事丸亀秀雄外一名)(第四〇七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案内閣提出(第四二二号)

○田口委員長 これより會議を開きます。

ただいまより日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案を議題とし、質疑に入ります。中村庸一郎君。

○中村庸一郎君 きようは政府委員はどなたが出ていらつしやいますか。

○田口委員長 調達片山中不動産部長、大石不動産次長、それから水産庁は高橋總理課長、増田海洋第二課長。

○中村庸一郎君 本法案は去る十五国会におきまして、衆議院を通過いたしました。解散のために流れたのであります。従つてすみやかに本法案の成立を希望するのであります。二、三明らかにした点がありますので、政府委員より御答弁願ひたいと思つております。

本法案によりますと、第一條本文に「政令で定めるその他の事業」ということが記載されておるのであります。が、政令で定める事業というのはいかなる事業をさすのでありましょうか。また政令ができておるならばお示し願ひたいと思ひます。

○山中政府委員 お答えいたします。ただいま中村委員からの御質問でございますが、大体駐留軍によりますところのいろいろな行為が間接的に事業に障害を来す場合に、本法をもつて救

済したいというのがわれわれの念願でございます。第一号、第二号につきましては、今までございました事実を確定に把握いたしておりますので、これを法律の中に取上げておるわけであります。第三号その他の政令によつて定めるといふものにつきましては、現在

はつきり確認できないもの、将来起り得べきものが多々あるわけであります。が、現在におきましては、大体われわれが事実を確認し、あるいは被害者の皆様方からこういう問題についての救済をどうしようかという問題について

な問題で、ここで救ひまして政令に予定するようなものが、農業におきまして十四件、漁業におきまして八件、農業、漁業に關係するものが二件、林業が三件、こういうものを今一応われわれとして頭に描いておるわけであります。その他運輸關係につきまして、自動車によりますところの障害が、今のところ五件、それから船舶關係につきまして一件、教育につきまして、音響

によるところの授業障害、あるいは風俗關係というようなものにつきまして一件、こういうものを一応想定して、各省關係のそれらの係官とお打合せする予定しております。ただいま御質問の政令案ができておるかということに對しましては、はなはだ申訳ないのでございますが、現在試案として皆様方にお示しするような案はまだつくつておらない状態でありまして、

○中村庸一郎君 昭和二十八年二月十日の水産農林連合審査会におきまして、川田前不動産部長は、この法案が

通過した場合に、占領軍が駐留軍にかつたときまで遡及して適用するという発言をしておられます。連記に載つておるのであります。その通り間違ひないでありますか。

○山中政府委員 お答え申し上げます。前回の不動産部長をやつておりました政府委員の川田君が、ただいま御質問のようなことを、連記に記しております。述べておるのであります。私この点につきまして具体的に本人の意向を確めてみたわけではございませんが、おそらくこれの意とするところは、今度の法案にも遡及は規定しておらないのであります。この前にもそうだつたと思つております。この前にもこの連記を見て存じております。當時私は前の部長にも次長として一緒に仕事をやつたわけであり

ますが、そのときの趣旨は、実質効果といひますか、この法律を適用しまして、そういうたような損失を補償するといふ実質効果を、行政措置によつてやりたいという意味のように私承知しておつたのであります。従ひまして、この法律が公布されて適用される以降の事業の扱い方と、講和発効後のこの法律が成立するまでのその期間の扱い方とにおいては、全然差等がない、選庭がないという実質上の扱いをしたいという趣旨だといふふうに承知しておるのであります。

○中村庸一郎君 いやしくも本委員会におきましては、法案を審議しておるのではありません。行政措置によつてどうできるだろうという御答弁には承服いたしかねます。その点をはつきり

は、不動産部長と主計局長と思ひますが、ともに遡及するという御答弁があつたのであります。これは前国会の本委員会における、遡及するという答弁を取消されるのでありましょうか。この点をはつきりしていただきたい。これは遡及するしないとは、占領軍が駐留軍にかつたこの期間の問題におきまして、法律の適用期間の解釈に非常な相違を来して参りますので、この点を明確に願ひたいと思ひます。

○大石説明員 私から補足的に御説明さしていただきたいと思ひます。

前国会で川田政府委員が遡及効を持つという趣旨のことを答弁したことは、私どももこの連記を見て存じております。當時私は前の部長にも次長として一緒に仕事をやつたわけであり

ますが、そのときの趣旨は、実質効果といひますか、この法律を適用しまして、そういうたような損失を補償するといふ実質効果を、行政措置によつてやりたいという意味のように私承知しておつたのであります。従ひまして、この法律が公布されて適用される以降の事業の扱い方と、講和発効後のこの法律が成立するまでのその期間の扱い方とにおいては、全然差等がない、選庭がないという実質上の扱いをしたいという趣旨だといふふうに承知しておるのであります。

○中村庸一郎君 前国会において遡及するということを明確に発言せられて連記に残つておるのであります。が、ただいまの不動産部長の御答弁では、遡及しないというようにもとれるのであります。第二條による損失補償を受ける場合に、都道府県知事を経由して總理大臣に損失補償申請書を出すことになつており、遡及するということはどうして読みとれないのであります。しかしながら前国会におきまして

していただきたい。

○大石説明員 御審議願う関係上、私どもの研究の結果をあけすけ中村委員にお答えいたしますが、私ども事務当局が内部でいろいろ研究いたしました際にも、この第一條の冒頭で「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍」云々とありますので、当然講和発効後條約に基いておきます。これこれのアメリカ軍隊の行為によつて農業、林業あるいは漁業あるいは政令で定められた事業に被害を及ぼした場合に、その被害の内容は全部この法律で適及して適用されるのであるという論のあつたことも事実であります。私どももいろいろその点を研究したわけであり、しかしこの條文の趣旨からは、当然適及効が生れるというふうにはとれないという結論に到達いたしました。やはりこの附則の一に「公布の日から施行する。これ以降初めて適用されるものである」という結論が出たのであります。ただその間、御承知のように昨年の七月か八月の国会に提案せられ、それからあの国会でまた解散になつて、その後の特別国会に出され、そして第十五国会で引続き審議されておりました。これが普通うまく行きましたならば、八月か九月には当然成立しておつたというふうな、あるいは七月か八月あたりに成立しておつたというふうな関係にあつたのだらうと思ひます。これがだん／＼経過いたしました。二月に本院において全員御賛同をいただきました。本会議においても可決せられた次第であります。遺憾ながら参議院まで通らなかつたという

次第であります。そういつたようなわけで、だん／＼時間の経過がありましてので、いろいろその間に議論のむし返しが行われたのですが、さつき申し上げましたように、結論的には、やはりこの法律の趣旨は公布の日から施行されるのであるということにおちつた次第であります。

○中村(廣)委員 ただいま御答弁をいただいたのでありますが、その適及する、せまいということが非常な問題になつて参るのであります。もし前不動産部長のこの発言がほんとうに正しい、これを認められるとしますならば、昨年に支払われました一億一千九百万円の金額は、本法の適用期間内と解釈されますので、これは内金と見られるので、これがもし適及されないとするならば、見舞金として処理せられたのかもしれない。そうしますと昨年出ました金額で打ち切りという問題も起つて来るのであります。この前不動産部長が本委員会において速記に残つた答弁をせられたのが誤りであるということは、まづたゞ遺憾千万であります。しかしながらこの問題は別として、行政的な措置でひとつ実際の損失を補償してやろうというふうな言葉にも今解釈できるものであります。この駐留軍の施設によりまして、まづたゞ漁民は極端なる窮乏に陥つておるのであります。しかし昨年末の支出金は内金である。従つて本法の成立後において清算せらるべきものであるというところを、本委員会において答弁をいただいております。また今年になつて、今年一月より三月に至る期間の計算もせよ、損害の額を算出せよという話合いにもなつておる。果の当局に

おいては数字を集めておつた。従つてこの適及する、せまいという問題がまづたゞ大きな問題になる。あるいは行政的な処理をしようというお考えでありますならば、昨年度占領軍が駐留軍にかつた以後の実際の損害額を算定して、それを政府において補償するという腹を持つておられるのかどうか、この点をひとつ明確なる御答弁をお願いいたします。

○山中政府委員 ただいま中村委員からの御質問で、われ／＼も前不動産部長の言が形式的に追究されますと、非常にデリケートな問題だろつと思ひますが、ただいま申し上げましたように、本人の気持としては、實際上の適及効を持たすような行き方で行きたいという気持が、この表現で現れたのではないかと、こういうふうな思考されまはして、就任早々でござりました。が、相当重要な問題でありますので、一応財政当局、関係者に十分相談いたしました。その結論から行きますと、法律的にはつきりと適及効を持たすことは、こういう損失補償なんかについてはいろ／＼悪例を残すおそれがあるのではないかと、話合ひもあつたのであり、内輪のそれ／＼話合ひもあつたのであります。それから占領後の実質的な損害に対する完全補償的な措置をとること、が、われ／＼としてもぜひ必要だと考へて、その点についての所見いかんというところを申しましたところが、実損害についての補償金額は十分われ／＼として検討の用意がある、こういうふうにお申し立てしております。ただいま御質問の見舞金を内払い金と考へるか、あるいは見舞金として処置する

のかという御質問に對しましては、形式的には見舞金は見舞金といひました。一応これを見舞金の形で支給した。……というところにおとり願ひたいと思ふのであります。その実損の計算の結果が非常に差のあるような場合、あるいはさ少の割合も、一月一三月間のたゞだいまお話の関係につきましましては、われ／＼はさらに十分精査いたしました。この問題を完全補償の形に持つて行きたい、こういうふうに考へておる次第であります。

○中村(廣)委員 ただいま御答弁で、適及効を持たせるといふことは、立法上において悪例を残す、こういう御答弁があつた。しかしまたこの委員会における政府委員の答弁がまづたゞ間違つておつた。これでもよろしいといふことは、なおさ大きな悪例を残すことであると私は思ふのであります。この点は悪例を残さぬように、まづたゞはつきりとしていただきたい。しかしながら今日、實際漁民は日々まづたゞ困窮のどん底に追ひ込まれて、生活に困る状態にありまします。實際の効果をもちたすために、完全補償の建前で行政的な措置をとるといふ、かやうにはつきりした御答弁をいただきたいのですが、すなわち一月から三月までの分も實際損害を算定して、完全補償をすつと御答弁になつた、この通り了承してよろしうございませうか。

○山中政府委員 ただいまの中村委員の御見解の通りで私どもも別に異存ないと思ひます。

○中村(廣)委員 一月から三月までの分は完全補償という御答弁であります。また昨年度内払いの分におきましても清算すべき額があるかと私は考へ

ます。この問題は昨年度講和発効後における損害に對しまして、ひとつ通算してお考へ願ひたいと思ふ。この委員会における政府委員の答弁の食い違ひといふものは他日に譲ることになつて、これ以上追究しないことにいたします。

しかし本法によつて補償せられます、本年度に予定せられます金額であります。が、防衛支出金六百二十億円が本年二十八年度に組まれておりますが、このうちの事故補償費はどのくらいの額を予定しておられますか、本法の成立によつて今年度に補償されるべき金額はどのくらいを予定しておりますか、ひとつ明らかに示していただきたいと思ひます。

○山中政府委員 お答え申し上げます。ただいま中村委員の御質問に對しまして、事故補償といひまして、本法に關しておるものをわれ／＼が一応これくらいであらうといふこと考へておる金額は、大体七億ないし八億だろつ、こういう見通しで財政当局と折衝いたしております。

○中村(廣)委員 ただいま本法によつて予定せらるべき額をお示し願つたのであります。私は重ねて申し上げておきたいのであります。が、本委員会における前政府委員の御答弁が食い違つた問題に對しましては、委員会の權威におきましてまづたゞ承服しがたいところでありまして、この法案の扱い、また実損害を受けております補償に對しまして考へ方、その他によりまして、私は昨年度における實際の損害といふものを完全に補償せられるといふことで、この点を重ねてお願い申し上げます。



補償が行われて来たかという問題でございます。

○山中政府委員 ただいまの淡谷委員の御質問でございますが、われわれが作業している補償問題につきましても、私は同じ基準で、同じ計算で平等にできておるものと確信いたしております。

○淡谷委員 その御答弁は私は非常に受取れないのでございます。たとえばさつきの内灘の問題に關しまして、漁業補償というものが、昭和二十八年の六月十六日に日銀からそれ〴〵の地元民に対して、一千四百四十九万九千四百九十円支払われておるわけでございますが、これは間違いないでしょうか。

○山中政府委員 間違いないでございます。

○淡谷委員 この金額というのは、例の昭和二十八年の一月から四月までの一時使用に關する補償と了解してかまいませんか。

○山中政府委員 さようでございませう。

○淡谷委員 ただいま平等に取扱われておるといふお話でございましたが、青森県の關根及び大三澤の問題は、二十七年分がまだ全然払われておりません。ただいま前委員の御発言にもございましたが、手続が煩瑣である、手続に追われて支払いが延びるのがはなはだ困るのであります。これは大蔵省あるいはその他の関係、調査の關係で延びたと申されるかもしれませんが、けれども、零細漁民にとりましては、毎日々々の生計が困る、二十七年度あたりの補償がまだもつて支払われていないという現状では、決して公平な処置であつたとは申されません。こう

いう点は一体どこに原因があるのか、お考えを願ひたい。

それから内灘に關しまして、例の問題になつております一戸五万円の五千五百万円の見舞金でございますが、漁業補償が一千四百四十九万九千四百九十円、その他の見舞金というものが五千五百万円その他の〴〵支払われておりますが、これがこの後に起る行政的措置によつて生ずる例でありますかどうか。それから前金の形で支払われましてこの見舞金というものは、一体どこに關係で支払われたのか、この点も伺ひたいのでございます。

それから、この二十七年度の支払いがまだできていないのに、さらに三倍ないし二倍の各演習地の拡張が見られないままに實際に使用されていまして、状態が、ただいまお話のございました關根地方にもございますが、これに對して外務省からあなたの方方には、何か了解が求められておりますかどうか、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○大石説明員 關根地区のこんぶの補償が、昨年の九月に漁期が終了しておるのにまだ払われておらぬというおしかりでございますが、実はこれは今まで各種の事情を慎重審議いたしましたので、打合せした結果、時間もかかつたのであります。昨日予算の示達を全部完了いたしました。おそろくきようか、あるいはおそくても、いろいろの手続がございしますから、その点で若干の時間はかかりますが、そう長い時間ではなくして払われるのではないかと思つております。

それから二十七年度の一般漁業の補

償でございますが、確かにこれはいまだに支払いが実施いたしてありません。しかし近く全部片づけるつもりで、私も大いに各方面と折衝も遂げ、内部作業も急いでおります。確かに二十七年度はすでに終つており、二十八年度ももう六月になつておるのに、各種の事情から支払いが完了しておらぬという点については、私も非常に残念に思つておりますが、二十日の本委員会におきまして、私も私の方の根拠を、大いに係を奮勵して急いでやらせようということを答へ申し上げたわけでありまして、私も長官からも奮勵を受けまして、大いにがんばつておる次第であります。御了承をいただきたいと思ひます。

それから内灘關係につきまして一千四百四十九万九千四百九十円という金額を六月十三日に支払つたわけでありまして、なぜもう一つのものが非常に早く出て、他のものは遅れておるか、こういう御質問の趣旨であつたように存じますが、内灘關係はこの四箇月の期間全然段落なくつと継続して使用しておりました關係上、漁獲の制限も全面的に継続制限なのでございます。ところが他の〴〵の基地と申される關係は、使用條件が個々のケースでいろいろ違ひますので、それを吟味いたします場合に、私もたいへんな作業を要するのであります。そういうふうな關係もございします。片方の方が早くできたという關係があるわけでありませう。

それから五千五百万円の金は漁業の補償とどういふ關係があるかという御質問のようでございます。これは御承知でもありませうが、全部の村の経

済があつたこの海浜にかかつておるといふか、あの施設区域になつた地帯に依存しておるわけでありませう。それが全面制限を受けたというような關係で、普通の基準以外にあつたような措置が講ぜられたというふうに御了承いただきたいませう。

○淡谷委員 私の質問趣旨は、この五千五百万円はあなたの方の關係がどうかというところをお伺ひしたいのであります。と申しますのは、所管の官庁がどこにあつたのかという問題が一つであります。

それからなおついでに質問をつけ加えておきますが、内灘のような例は今後の〴〵の完全補償という場合にやはり政令の中に盛り込んでおるべきものかどうかということが一つ、つまり村全体が演習地のために全然だめだといふ場合には、一戸当たり五万円程度の見舞金が政令の中に盛り込まれるかどうかということが一つ、それから支払いがさまたぐな事務上の手続で極端に遅れました場合には、地元の零細漁民が高利の金を借りて生活を維持しておるの

が実情であります。これらもやはり間接被害としてお認めくださるかどうか。だから、それで政令案ができていないとすればなおさら仕合せであります。支払の期日に対する制約などもみずからおつくりくださるかどうか、こういう点なども、はつきりお答えを願ひたいのであります。申すまでもなく、補償は額だけではなく、支払期がいつになるかということが非常に大きな問題でございます。

それから關根と關連しまして、大三澤の補償の状態なども、はつきりお見通しを伺ひたいと思ひます。

○大石説明員 五千五百万円の支出官庁は調達庁であります。それに關連しまして、ちよつと御説明申し上げておきますが、施設、区域が合同委員会にアメリカ側から要求がありまして、關係各省が合同委員会の分科会として、たとえば海上演習場、陸上演習場といつたふうに、各種分科会がございします。それには關係各省が全部委員を出しまして、共同調査あるいは協議というところで研究を遂げまして、結論を出しまして、それを合同委員会に出します。合同委員会が妥結を見たものが、国内的に閣議決定せられて、閣議決定せられたあとは、大体において調達庁の所管業務でございます。これを細別しますと、そういうふうな演習場等のアメリカ側に対する受渡しの問題、それから海面の使用制限の問題、それからそれに伴いますところの補償あるいは貸借契約、あるいは買取といつたような一連の業務が、調達庁の所管でございます。

それから一口に申し上げまして、支払い遅延關係が起きた場合に、それを扱うような事項を本法案の中に盛り込んであるかという御趣旨のようでございますが、政令案にもそのことは盛り込んでおられます。これは一般的な政府支払いの問題と同様な扱いになるはずでございます。特別にこの關係で研究いたされておられません。

それから、先ほどの關根等の演習場關係でもつて、国内的に完全に條件等が定まらないうちに使つておるのではないかといつたような問題につきまして、その点に關して、外務省から調達庁に連絡があるのかという御質問のようでございます。申し上げましたよう

に、米軍側は、合同委員会にその演習場等の使用の要求をいたすとともに、向う側としては、できるだけ早く使わせてもらいたいという気持を持つておるわけであります。ところが、こちらは、申し上げましたように、関係各省で十分研究を遂げますので、若干の時間を要するわけであります。それから国内的に閣議決定を見ても、土地の使用があるいは関係人等の方の同意を見ないことには、これは完全に施設、区域として米軍側に引渡しができないわけであります。問題は所有者であるいは関係人との間に完全合意というか、そういう線が出ないうちに使うからというようなトラブルが起きておるのでありまして、その間につきましては、合同委員会においても、その財産の受渡し等を所管いたします私どももいたしまして、十分そういう事態のないようにいたしたいというので、いろいろ研究いたし、また合同委員会を通じて、アメリカ側にもいろいろな申入れをいたしておるのであります。原則は、完全にアメリカ側に引渡しが終わらないうちは、使用なり、あるいはその土地を使つてその上に工作物等の工事、工作物の建設というようなことはお断りするということは、はつきりとした方では——上と申しますか中央では日本側とアメリカ側と完全了解を遂げておるはずであります、現地の実際使用する部隊になりますと、末端においてはなかなか徹底しない向きがありますので、その点の受渡し方については大いに、合同委員会を通して、それから現地においても関係各省みな努力いたしておる次第であります。それから大正三澤の漁業補償はどうな

つておるかという御質問でございますが、これは先ほど申し上げました二十七年全般的問題の二環でございます、私どもでもできるだけ早く支払われまうように、目下鋭意作業中の事案でございます。

○淡谷委員 大正三澤の事例のように、二十七年度の分がまだ未払いになつております演習地関係は、どこ／＼でありますか。それからたまたまの御説明でたいへん了解がございましたが、外務省で現地に接収要求しました場合、現地の同意というものがこれまでどういう形でなされたか、形式的に何かありましたがどうか。それから現地の同意関係あるなしは、外務省の管轄であるか、それともあなたの方に移るかどうか。現在トラブルの起きておりますのは、現地が同意したかどうかで一番多く起つておるわけでありまして、現地の同意がはつきり確認のないままに、具体的にはもう演習が起りまして、そのためにとんでもない被害をこうむつておるといふ問題が現に起つておりますので、こういう接収関係についてはつきりした基準を伺いたい。これは外務大臣、農林大臣の御出席があるものと考へておりましたが、御出席がありませんので、もしもそういう点をお答え願ひなれば、あらためて大臣に質問いたします。以上三点について御答弁願ひます。

○大石説明員 お答えいたします。今の御質問の要点は、外務大臣あるいは農林大臣にお尋ねいただきたいと思ひます。ただ実務的に私ども調達庁が所管いたしております関係は、国内的に閣議決定を終つた後、在日米軍に引渡す実務でございます。その場合に、引渡すまでは、所有者あるいは関係人等と賃貸借契約あるいは売買契約が完全に終つたときやつております。その他の問題に關しましては、外務省でどういふことをやつておるか、あるいは他の省がどういふことをやつておるかということは、私どもも答え申し上げることはできません。

○淡谷委員 そういたしますと、なお外務大臣並びに農林大臣に対する質問は保留いたしますが、たまたまの御答弁で、具体的な使用契約ができるまでは使用し得ないという一点は確認してよろしいのでございましょうか。具体的に契約がとりかわされるまでは、演習地はまだ使つてはいけないう、これを確認したいのでございまして。

○大石説明員 原則的には淡谷委員の御見解の通りでございますが、ただ実際問題としてしましては、たとえば佐渡の金北山に目下通信施設の建築工事中でございますが、その場合は完全にそういう所有権の移転なり、あるいは賃貸借契約の成立が行われなくても、土地の所有者あるいは関係人との間に、使わせましようという合意を見ております。そういう事例は九州から北海道に至るまで、各地にあるのであります。私も実は完全引渡しを終了する前に、アメリカ側の方では各種の事情から早くそれを使いたいとか、あるいは工事をしたいというようないふきもありませんので、その場合は地元町村長さんあるいはその他の関係の方と十分協議を遂げ、また土地の所有者、関係人とも十分協議を遂げて、その合意のもとに、そういう様式行為が完成しない前でも使わせていただいております。

○淡谷委員 たまたまの御答弁で私なおさら不安を深めたのでございまして、正式に契約がなくとも地元の合意を得ればという御説明の中に、たとえば地元の村長さんであるとか、関係人云々とかございしましたが、これがおよそ紛擾の原因でございます。地元の村長さんの関係というものは、具体的な被害の関係と薄いたがたび／＼ございします。その場合にまづめを急ぐあまりに、一般の實際に被害を受けたました漁民、農民の了解を待たないで、ただ村長と個人的に了解を得た得ないので、各地にいろいろ紛擾を起しているのでもございします。これはやはりはつきりした成文をもつて、関係人とはだれを意味するか、利害関係をはつきり明らかにし、はつきりした契約をした上でお使いにならないければ、この種の紛擾は絶え間がないと思うのでございします。これは成案をつくる上においては非常に大きな一点だろふと思ひます。この合意の内容がはつきりしていないのでございします。これはどこまでも原則というものを忠実にやつて、それ以上のトラブルは、これはあなたの方ではないかもしませんが、日本政府で十分引受けるという毅然たる態度を示していただかなければ、演習場等は結局がつかぬと思ひます。この点は外務大臣にも質問いたしますから、これ以上追求いたしません。なお大正三澤のようなケースが何件あるかという御返事をいただいておりますので、この点だけお答えいただければ今日は私の質問はやめます。

○山中(日)委員 この法案は前回の国会におきまして一応無修正で通過したものでありますが、しさいにこの法案の條文を検討いたしてみますと、重大なる点について欠陥があるのではないかと、いくつかの点が見えられましたので、場合によつては修正の必要もあらうかと存じますので、この点についてお尋ねしてみたいと思ひるのであります。

それは損失補償の手續、ことに異議の申立に關する点であります、この法律によりまして、損失を受けたものがその損失の補償を受ける場合においては結局總理大臣の決定によつてわけであります。そうして總理大臣は損失の有無と損失の額を決定して、申請人にその通知を交付するわけでありまして、それでその通知を受けた申請人が、その損失の有無及び補償額の決定に不服がある場合においてはさらに總理大臣に対して異議の申立ができるということになつておる。そこでこの法律の第五條を見ますと、増額請求の訴えについて規定しております。「この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴えをもつてその増額を請求することが出来る。」というふうな規定しております。結局補償額が決定せられて、その額に不服で増額の請求をした場合に總理大臣がその増額の請求をもし認めなかつたときに国を被告として訴えが提起できるというところは規定してあります。けれども、その損失の有無について總理大臣が決定した場合、つまり損失を認めないとか、損失がないとかいふふうに總理大臣が決定した場合における申請人に対する救済の道、すなわち国

を被告として訴えを提起することができるといふ道が開かれておらないのであります。この法律案は御承知のように直接間接の損害が非常因果関係の広汎に解決される法律案でありまして、それが通常生ずる損害であるかどうか、あるいは因果関係がそこまで解明できるかどうかという点についていろいろ問題が生ずるだらうと思ひます。そういう場合に、総理大臣が最初それは損失と認めない、因果関係はそこまで認められないというようなことで決定して、それが不服でさらにまた異議を申立てた場合に、総理大臣がその異議の申立てを却下したという場合においては、その申請人は国を相手として訴える道がないのであります。そういういたしますときわめて不公平でありまして、ただ補償額を決定した場合に、その増額の請求に対してのみ国を被告とする訴えの規定があるのに対して、その損失を認めないという場合においては、何ら請求する道がないというところは、法の非常な不備欠陥ではないかと思ひますので、この点について調達庁の見解を承りたいと思ひます。

○大石説明員 お答えいたします。第二條の第三項の補償すべき損失の有無、それから補償の額、これを第五條でもつて国を相手方として訴えをもつてやるという場合に、額の方だけを取上げて第三條の趣旨を五條で全部受けてないという意味の御質問のようでございます。私どもの見解では、この法律によりましていわゆる特別損失を補償いたす場合には、いろいろここに規定してありますような手続を踏んで、そのほかに調達庁の設置法の改正によ

りまして地方調達不動産審議会、中央調達不動産審議会、そういうような審議会の意見も徴するわけでありまして、それによりまして、その損失の有無について決定を見たその場合に、総理大臣まで異議の申立てがあつた場合には、また完全に審議を遂げまして、そうしてとりきめるという関係です。ですから五條の関係では特別に損失があつた場合に、なおそういう手続を踏んでも額について承服できない方は五條でもつて訴えを提起できるといふ規定にいたしましたわけでありまして。

○山中(日)委員 それは私の質問の答弁になつておらないのでありまして、私の言うのは、その損失がないというふうな決定された場合に、そういう人をどうして救済してやるのですかという事です。この規定によりまして、損失は補償する額はこれ／＼だといつてきめまふ。その額では不足だといふ場合において、それを総理大臣が不足だといつて文句を言つて来た人に対して、その通り認めてやれば問題はなない。ところがその額では不足だといふ場合、国を相手に取つて増額を要求する道が開けておる。ところがその損失をどうもつたといつて主張した人に対して、総理大臣が損失は認めない、という誤解がありますが、因果関係はないといふふうに総理大臣が一方的にきめたときには、それに対して救済の道が全然ないのは片手落ちじやないか。そのための道が全然開けてないというところは欠陥じやないか、どうしてそういう道を開かないかということを開いておる。その点はどうですか。

○大石説明員 本法においては、申し上げましたように、本人がこの有無に

ついて、あるという主張があり、国の側においてないという判定を下した場合には、なおかつ主張されるという場合であります。その有無までの問題については私も慎重に扱ひ、かつ単なる行政機関だけではなくして、いろいろそういうような法律によりまして、その審議会の意見も徴するのであります。そういう手続をかけて扱う次第であります。それから特に損失ありという御主張の向きであつて、私も考えますような手続でなおかつ国の判定に不服のある方については、私もその場合は一般司法関係において訴えを提起されることは、一向さまたげない趣旨と解しております。

○山中(日)委員 一般の手続によつて訴えるというのはどういうことをおつしやるのか、それを承りたいのです。

○大石説明員 私個人の現在の本法に対する研究の範囲におきましては、本法は大体一種の不法行為に基くところの、そういうような法の範疇に入る損失補償というものは賠償の責めに任ずるものと思つております。それからこの法案の第二條では、他の法律によりまして、国が損害補償または賠償の責めに任ずるといふものについては適用しないとすることがなつておるのであります。したが、大體民法の規定によりましてできるものと思つております。

○山中(日)委員 それはたいへんなお考え違ひだと思ひます。大體今までは駐留軍の行為によつて一般国民が損害をこうむつた場合においては、法律がなかつた。そのために見舞金というやうな形で今までやつて来たわけですから、それで行政協定では、駐留軍のそういうた行為によつて漁民とか農民

とかが損害をこうむつた場合に国がそれを賠償するといふ特別の法律があつた場合においては、それを日米の合同委員会会の決議によつて、半分を負担するといふ道が開かれるわけですから、従つて駐留軍の行為によつて損害をこうむつたような場合には、今までの一般の法律ではそれを救済する道はないのであります。あなたは特別法の規定でもつてそういう場合には救済されるといふお考えを持つておるか知りませんが、これは日本国の行政官庁がその国の行為として不当なる行政処分をしたとか、そういうた場合において、それによつてこうむつた国民の損害を賠償するといふのが特別法の趣旨であるわけでありまして。けれどもこの法律案はアメリカ駐留軍の演習その他の行為によつて生じた損害を補償するために特別につくつた法律案なので、従つてそういうた損害の有無、それからその救済の道は、やはりこの法律案で規定しなければ、一般の民事特別法では、救済されないものであります。従つて先ほど申しましたように、この法律案は因果関係が広く解釈される。たとえば砲弾の音によつて牛が乳を出さなくなつたとか、鶏が卵を、生まなくなつたとか、いろいろなことが出ておりますが、一体、そういうところまで因果関係を広めて損害を補償するのかしないのかというところがいろいろ問題になつて来ると思ひます。そのときに総理大臣が、それは補償しないとかするとかいふことを決定する。そういう場合に総理大臣の方で損失は補償しないといふように決定してしまつた場合に、それは不都合である。補償すべきであるという解釈が出て来たとき、それを救う道がこの法律案にはない。損害額の増額については、国を被告として訴えができるが、そういうたように損失は補償しないと総理大臣が決定した場合に、もはやこれを救済する道はない。他の法律でもできない。従つてそれは片手落ちではないか。そういう場合には、国を被告として相手取ることができるよう法律案をかえなければならぬのではないかと私は思ふ。その点は不備ではないかと私は考へるので、その点を聞いておるのです。いかがですか。

○田口委員長 どうですか、その点はよく御研究になつて、後日答弁されては……。

○大石説明員 ただいまの御趣旨のことにつきましては、私個人の見解を申し上げたのですが、はつきりしたことを研究いたしまして、国内的にも統一化しまして、御回答申し上げたいと思ひます。

○山中(日)委員 そういうことにぜひお願いいたしたいし、もしもどうしても法律案を修正しないというなら、私の方で各位とも相談して、修正する必要を認めなければならぬと思つております。それはそれとして、先ほど小高委員の演習地の予定箇所について八箇所あると御答弁になつたのですが、七箇所しかお話にならなかつた。一箇所落ちておるのですが、これはいかがですか。

○大石説明員 たいへん申し訳ないことをいたしました。横須賀湾の沿岸関係が一つあります。それで八箇所になるわけでありまして。それから今申し上げましたそのほかに私も現在全国の漁業補償の事務を進めておりますのは、



昭和二十八年六月二十七日印刷

昭和二十八年六月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局